

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 10月 12日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称
 住所 奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2
 株式会社 ^{フリガナ}藤裏工務店
 代表者氏名 代表取締役 藤裏 和弘
 電話番号 TEL.0746-35-7600(代) |
 FAX番号 FAX.0746-35-7145 |
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30 年 10 月 12 日

申請者 氏名又は名称 ^{フジウラ コウムテン} 株式会社 藤裏工務店
住 所 奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2
代表取締役 藤裏 和弘
代表者氏名



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{フジウラ} 藤裏 ^{カズヒロ} 和弘	
取締役 ^{フジウラ} 藤裏 ^{イサヲ} 勲	
取締役 ^{フジウラ} 藤裏 ^{タクト} 卓司	
取締役 ^{フジウラ} 藤裏 ^{サトル} 稔	
監査役	
事業の範囲	管工事業, 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 藤裏工務店
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 639-3324 奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2 電話番号 TEL.0746-35-7600(代) FAX番号 FAX.0746-35-7145 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヒノエノリヒサ 樋本訓久	第246042号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 30年 10月 12日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ 塩ビカッター こ	固定式鋸弦	2	
		VC40	1	
		VC20	1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	平型 200	1	
		MCCネジφ25	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ モンキーレンチ	ガスボンベ式	2	
		13mm~50mm	2	
			4	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T10K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 10 月 12 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 藤 裏 工 務 店

住 所 奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2

代表者氏名 代表取締役 藤 裏 和 弘



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡吉野町大字柳505番地の2
株式会社藤裏工務店

会社法人等番号	1500-01-016139	
商号	株式会社藤裏工務店	
本店	奈良県吉野郡吉野町大字柳505番地の1	
	奈良県吉野郡吉野町大字柳505番地の2	平成7年9月1日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成1年5月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 大工工事業 4. とび・土工工事業 5. 石工事業 6. 管工事業 7. 左官工事業 8. 屋根工事業 9. タイル・れんが・ブロック工事業 10. 鋼構造物工事業 11. 鉄筋工事業 12. ほ装工事業 13. しゅんせつ工事業 14. 鋳金工事業 15. ガラス工事業 16. 塗装工事業 17. 防水工事業 18. 内装仕上工事業 19. 熱絶縁工事業 20. 建具工事業 21. 水道施設工事業 22. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 23. 菓子類の小売業 24. 太陽光発電事業 25. 前各号に附帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成25年8月1日変更 平成26年1月17日登記</p>	
発行可能株式総数	1600株	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 藤 裏 勲	平成26年 6月30日重任 ----- 平成26年 7月24日登記
	取締役 藤 裏 卓 司	平成26年 6月30日重任 ----- 平成26年 7月24日登記
	取締役 藤 裏 和 弘	平成26年 6月30日重任 ----- 平成26年 7月24日登記
	奈良県吉野郡吉野町大字飯貝151番地の9 代表取締役 藤 裏 和 弘	平成26年 6月30日重任 ----- 平成26年 7月24日登記
	監査役 東 久 保 治	平成26年 6月30日就任 ----- 平成26年 7月24日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月 1日移記	

奈良県吉野郡吉野町大字柳505番地の2
株式会社藤裏工務店

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 8月31日

奈良地方法務局五條支局
登記官

橋 本 浩 和



整理番号 キ095218

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

株式会社藤裏工務店

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社藤裏工務店と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 大工工事業
4. とび・土工事業
5. 石工事業
6. 管工事業
7. 左官工事業
8. 屋根工事業
9. タイル・れんが・ブロック工事業
10. 鋼構造物工事業
11. 鉄筋工事業
12. ほ装工事業
13. しゅんせつ工事業
14. 鋳金工事業
15. ガラス工事業
16. 塗装工事業
17. 防水工事業
18. 内装仕上工事業
19. 熱絶縁工事業
20. 建具工事業
21. 水道施設工事業
22. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
23. 菓子類の小売業
24. 太陽光発電事業
25. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県吉野郡吉野町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,600株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第9条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株式の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から2ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社は、取締役5名以内を置く。

(代表取締役)

第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- 2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置)

第 23 条 当社は、監査役を置く。

(監査役の数)

第 24 条 当社の監査役は、2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第 25 条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 26 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第 31 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上は当会社の現行定款である。

平成30年10月12日

奈良県吉野郡吉野町大字柳505番地の2
株式会社藤裏工務店

代表取締役

藤裏 和弘



第二四六〇四二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 樋本 訓久

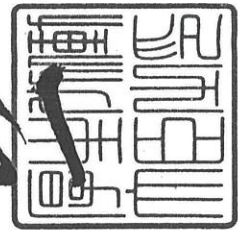
昭和四十七年十一月十七日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

時宗子



46

料理旅館 **千代花**

吉野郡下市町(吉野川畔)
TEL 0747-52-4070
FAX 0747-52-8737

高級寝具 **オカタ二家具**

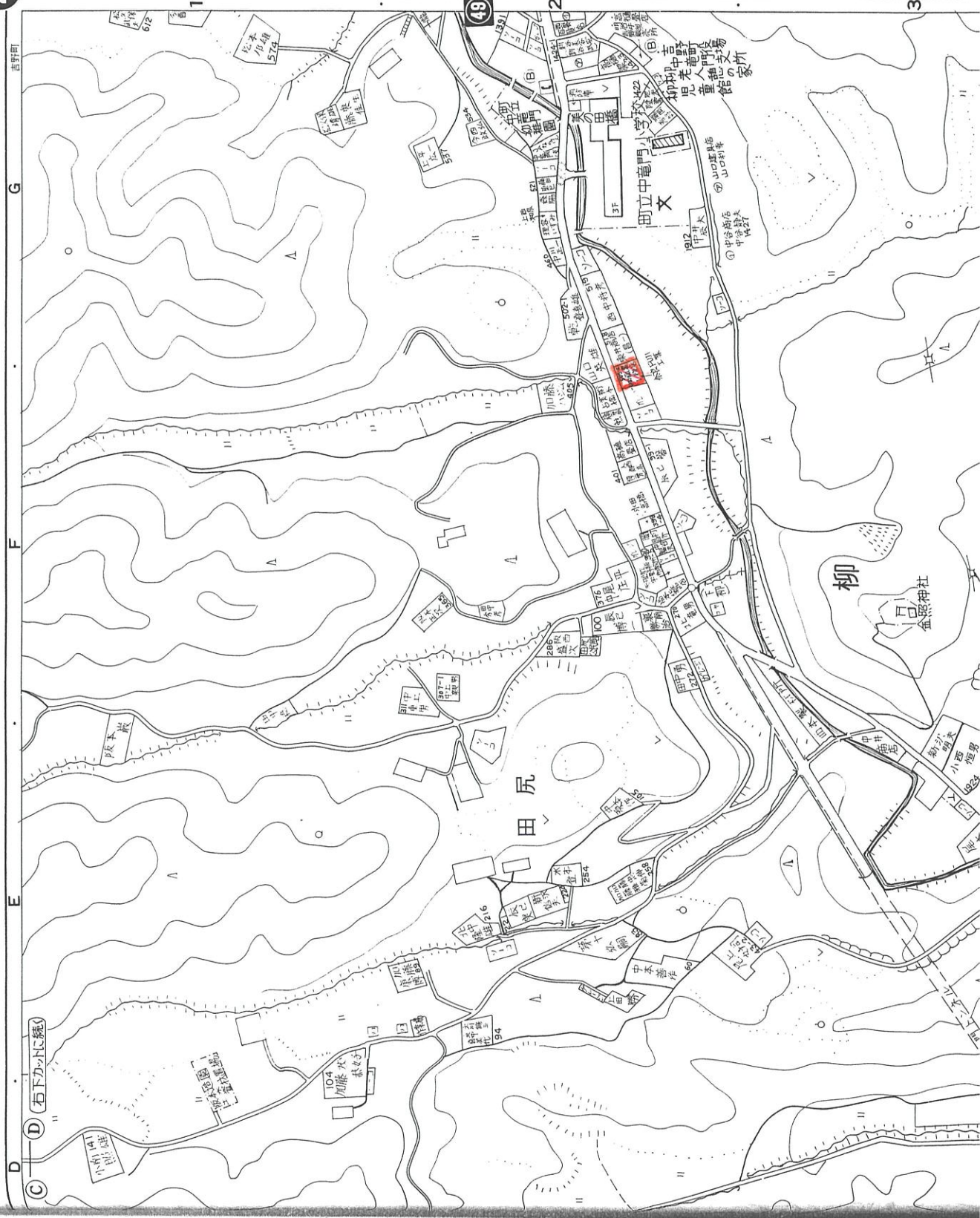
大淀町下流神岡(日)
TEL 52-7777
FAX 52-7778

奈良県開発事業協同組合

〒730-8601 奈良市八木町三丁目一七七
TEL 074-232255 FAX 074-238331

ホウワウ毛中尾

〒630-0101 中尾町下田一丁目8の4
TEL 522222 FAX 522222





株式会社 藤裏工務店
FUJI工業





PLEASE DO NOT SMOKING 8:00-17:00

10 OCT
1 2 3 4 5 6
7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
21 22 23 24 25 26 27
28 29 30 31

Handwritten notes on a table in the background.





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 10 月 12 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称

住所 株式会社 藤裏工務店

^{フリガナ}代表者氏名 奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2 代表取締役 藤裏 和弘

電話番号 TEL.0746-35-7600(代)

FAX番号 FAX.0746-35-7145

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年10月12日

株式会社 藤裏工務店
奈良県吉野郡吉野町柳505番地の2
届出者 代表取締役 藤裏 和弘



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 藤裏工務店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
樋本 訓久	第246042号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二四六〇四二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 樋本 訓久

昭和四十七年十一月十七日生

水道法昭和二十九年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

訓久

